

事務連絡  
令和5年10月20日

関係団体 御中

資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部  
新エネルギー課  
製造産業局 金属課

### 再エネ賦課金減免制度の活用と申請期限について

平素より、再エネルギー政策の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

電力多消費事業者の国際競争力の維持・強化の観点から、一定の基準を満たす事業所については、経済産業大臣の認定を受けることにより、再エネ賦課金の減免措置の適用を受けることができます。

令和5年度申請分（令和6年度適用分）の賦課金減免制度の申請については、2023年11月1日（水）より受付開始し、11月30日（木）が締切りとなっているところ、周知させていただきます。

なお、申請自体は11月1日（水）より開始しますが、申請システムへの入力には既に可能となっておりますのでご活用いただけますと幸いです。

### 記

貴団体傘下の会員企業宛てに以下の2点の依頼事項を周知願います。

#### ■賦課金減免制度の申請期限のご案内（申請締切）

2023(令和5)年度申請分（2024(令和6)年度適用分）の申請期間は、

**【2023(令和5)年11月1日(水)～2023年(令和5)年11月30日(木)23:59迄】**

です。

期間終了後は一切申請を受け付けることはできませんので、期限を遵守してください。

#### ■申請事業の原単位の算出の注意

昨今のエネルギー価格や原材料価格の高騰等に伴い、ご相談が増えています。

以下の概要資料をご確認の上、申請要件をご確認ください。なおご不明な点は、下記にお問い合わせ・ご相談ください。

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/dl/kaisei/gen\\_gaiyou.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/kaisei/gen_gaiyou.pdf)

本件の問い合わせ先

(減免申請に係る申請全般について)

減免認定申請ヘルプデスク

設置期間：2023年8月28日(月)～2023年12月28日(木)

お問い合わせフォーム：<https://www.fit-genmen.go.jp/genmen/ds001/entry>

電話：050-8892-6042(平日9:20～17:20)

(減免申請の要件に係るご相談について)

以下の各地方経済産業局窓口一覧をご確認の上、ご連絡ください。

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/contact.html#top](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/contact.html#top)

以 上